



2020年2月5日

各 位

会 社 名 株式会社長谷工コーポレーション
 代表者名 代表取締役社長 辻 範 明
 (コード番号 1808 東証第1部)
 本社所在地 東京都港区芝二丁目3番1号
 問合せ先 I R 部 長 井 上 俊 宏
 (TEL 03-3456-3900)

株式会社細田工務店株式(証券コード1906)に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社長谷工コーポレーション(以下「当社」又は「公開買付者」といいます。)は、2019年12月19日開催の取締役会において、株式会社細田工務店(コード番号:1906、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。))JASDAQスタンダード市場(以下「ジャスダック市場」といいます。))、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議し、2019年12月20日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが2020年2月4日をもって終了いたしましたので、その結果について下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

- (1) 公開買付者の名称及び所在地
 株式会社長谷工コーポレーション
 東京都港区芝二丁目32番1号
- (2) 対象者の名称
 株式会社細田工務店
- (3) 買付け等に係る株券等の種類
 普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
18,742,210(株)	12,494,807(株)	—(株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(12,494,807株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(12,494,807株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。買付予定数の下限(12,494,807株)は、対象者が2019年11月7日に提出した「第64期第2四半期報告書」(以下「本四半期報告書」といいます。)に記載された2019年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(19,016,512株)から、対象者が2019年11月5日に公表した「2020年3月期第2四半期決算短信〔日本

基準] (連結)」(以下「本四半期決算短信」といいます。)に記載された2019年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(274,302株)を控除した株式数(18,742,210株)に3分の2を乗じた数(小数点以下を切り上げております。)です。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

2019年12月20日(金曜日)から2020年2月4日(火曜日)まで(27営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、2020年2月7日(金曜日)までとなる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金130円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

応募株券等の総数(16,817,160株)が買付予定数の下限(12,494,807株)以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第30条の2に規定する方法により、2020年2月5日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	16,817,160株	16,817,160株
新株予約権証券	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等信託受益証券 ()	—株	—株
株券等預託証券 ()	—株	—株
合計	16,817,160株	16,817,160株
(潜在株券等の数の合計)	—株	(—株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合0.00%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	168,171個	(買付け等後における株券等所有割合89.73%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合0.00%)
対象者の総株主の議決権の数	187,406個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」には、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、本四半期報告書に記載された2019年9月30日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。但し、単元未満株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本四半期報告書に記載された2019年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（19,016,512株）から、本四半期決算短信に記載された2019年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数（274,302株）を控除した株式数（18,742,210株）に係る議決権の数（187,422個）を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

- ② 決済の開始日

2020年2月12日（水曜日）

- ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送します。

買付けは現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか（送金手数料がかかる場合があります。）、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、当社が2019年12月19日付けで公表した「株式会社細田工務店株式（証券コード1906）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更はありません。

なお、公開買付者は、本公開買付け後の一連の手続により対象者株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）の取得を目的とした手続を実施することを

予定しております。対象者株式は、現在、東京証券取引所ジャスダック市場に上場されておりますが、かかる手続が実行された場合、対象者株式は東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。今後の手続につきましては、決定次第、対象者より速やかに開示される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社長谷工コーポレーション	東京都港区芝二丁目32番1号
株式会社長谷工コーポレーション関西	大阪市中央区平野町一丁目5番7号
株式会社長谷工コーポレーション横浜支店	横浜市西区高島二丁目19番3号（日通商事横浜ビル内）
株式会社長谷工コーポレーション名古屋支店	名古屋市中区栄四丁目1番8号（栄サンシティービル内）
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上